

添付書類一覧表 (検認時)

下記の書類が必要です。(証明書等につきましては、原本でのご提出をお願いいたします。) なお、審査上、必要に応じて他の書類の提出頂くことがあります。

添付書類		①収入に関する証明書		④在学証明書(原本)(予備校含む)	③住民票(続柄記載)	④戸籍抄本(本人と対象者)	⑤送金証明(銀行振込控)	⑥認定対象者被扶養者調書	⑦その他
		課税・非課税	源泉徴収票(昨年度分の写し)						
被保険者との続柄									
配偶者	無職・無収入	前年より無収入	○					○	
		退職した人 平成19年1月以降		○				○	注1
		給与収入と給与以外の収入のある場合	○	○	○				○
		給与収入のみの場合		○	○				○
内縁の妻	無職・無収入		○		○	○		○	
		給与収入と給与以外の収入のある場合	○	○	○	○		○	
		給与収入のみの場合		○	○	○		○	
子供	配偶者又扶養者なし	高校生以下の者(18歳以下の専門学生含む)	検 認 不 要						
		上記以外の学生	○		○		別居時	○	
		15歳以上の学生でない者	○		○		○	○	
	夫婦共働き	高校生以下の者(18歳以下の専門学生含む)	検 認 不 要						
		上記以外の学生	○		○		別居時	○	注2
		15歳以上の学生でない者	○		○		○	○	注2

※ 昨年度の源泉徴収票がない場合、又は、昨年と著しく収入金額が違ふ場合は、調書に理由をご記入の上、最近の給与明細3ヶ月分の写しを添付してください。

※ 生活保護費受給者は、生活保護費支給証の写し(両面)を添付してください。

注1: 源泉徴収票に退職日の記載が無い場合は、「退職証明書」等、退職日が確認できるものを添付してください。

注2: 被扶養者調書⑥に記入してください。

添付書類		①世帯全員の住民票(原本)	②公的年金通知等の写(老齢基礎・厚生・障害・遺族年金等)	③課税所得証明書	④在学証明書(原本)(予備校含む)	⑤対象者の配偶者の課税所得証明書	⑥対象者の配偶者以外の同居者の課税所得証明書	⑦送金証明(銀行振込控)	⑧戸籍謄本(原本)	⑨認定対象者被扶養者調書
被保険者の三親等内の親族	父母(養父・養母)	60歳未満の者	○	○	○	○		別居時	○	○
		60歳以上の者	○	○	○	○		○	○	○
	祖父母・曾祖父母	60歳未満の者	○	○	○	○	○	別居時	○	○
		60歳以上の者	○	○	○	○	○	○	○	○
	配偶者の父母・祖父母・曾祖父母	60歳未満の者	○	○	○	○	○			○
		60歳以上の者	○	○	○	○	○			○
	弟・妹 兄・姉	18歳未満の者(学生)	○	○	○	○	○	別居時	○	○
		18歳以上～60歳未満の者	○	○	○	○	○		○	○
		60歳以上の者	○	○	○	○	○		○	○
	伯父・伯母 叔父・叔母	18歳未満の者(学生)	○	○	○	○	○		○	○
		18歳以上～60歳未満の者	○	○	○	○	○		○	○
	孫・曾孫・甥・姪	甥・姪の別居は申請不可	○	○	○	○	○	別居時	○	○
内縁の配偶者の父母・子	別居は申請不可	○	○	○	○	○	別居時	○	○	

※ 自営業・農業・不動産収入がある場合は、確定申告書・収支内訳書・青色申告決算書の税務署の印があるものの写しを添付してください。